

(仮称) 小牧市歯と口腔の健康づくり推進条例に定める主な内容

1 目的

この条例は、歯と口腔の健康が、市民の健康で質の高い生活に重要な役割を果たすことから、これに関する基本理念を定め、市の責務、市民や関係者の役割を明らかにするとともに、歯と口腔の健康づくりに関する施策の基本的事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより、生涯にわたる健康で質の高い生活の保持・寄与することを目的とします。

2 基本理念

歯と口腔の健康づくりに関する施策は、次に掲げる4つの事項を基本として行うものとします。

- (1) 市民が、生涯にわたって自主的に歯と口腔の健康づくりに取り組むとともに、歯科疾患を早期発見・早期治療、また適切な管理を受けることを促進します。
- (2) 乳幼児期から高齢期までの各時期の口腔とその機能の状態や歯科疾患の特性に応じ、適切かつ効果的に歯と口腔の健康づくりを推進します。
- (3) 保健、医療をはじめとする各関連分野における施策との連携を図り、協力を得ながら総合的かつ計画的に歯と口腔の健康づくりを推進します。
- (4) 地域で取り組む歯と口腔の健康づくりを促進します。

3 市の責務

市は、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する施策を策定し、実施する責務を有します。

4 市民の役割

市民は、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する理解を深め、正しい知識を持ち、歯科疾患等の予防や歯と口腔の健康づくりにおいて望ましい食生活を心がけ、定期的な歯科健診や歯科保健指導、また適切な歯科医療を受けることにより、生涯にわたって自ら積極的に歯と口腔の健康づくりに努めるものとします。

5 歯科医療関係者及び保健医療関係者の役割

歯科医療関係者及び保健医療関係者は、基本理念にのっとり、市民の歯と口腔の健康づくりの推進のため、相互に連携を図り、適切な業務を行い、市が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるものとします。

6 事業所の役割

事業者は、基本理念にのっとり、従業員の歯と口腔の健康づくりに関する取組を推進し、市が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるものとします。

7 基本的施策

市は、市民の歯と口腔の健康づくりを推進するため、下記基本的施策を明記します。

- (1) 歯と口腔の健康づくりに関する知識及び歯科疾患の予防のための取組に関する普及啓発並びに歯と口腔の健康づくりに関する市民の意欲を高めるための運動の促進のための施策
- (2) 乳幼児期における歯みがき、フッ化物応用等による歯科疾患の予防及び摂食嚥下^{えん}に係る健全な口腔機能の獲得のための施策
- (3) 学齢期における歯と口腔の健康づくりを推進するために必要な健康教育等の実施及び歯みがき、フッ化物の応用等による歯科疾患の予防のための施策
- (4) 成人期における歯周病、口腔がん等の歯科疾患の予防、早期発見及び早期治療を促すための取組並びに歯科健診の受診の促進のための施策
- (5) 高齢期における歯の喪失及びオーラルフレイル（口腔機能が低下していく状態をいう。）の予防のための施策
- (6) 糖尿病その他の生活習慣病の予防及び改善に資する適切な歯と口腔の健康づくりのための施策
- (7) 周術期（手術が必要な患者の手術前から手術後までの一連の治療に要する期間をいう。）における歯科疾患の治療、口腔ケア等を適切に行うため、医科、歯科その他の関係機関の連携を推進するための施策
- (8) 障害のある者、介護を必要とする者等であって、定期的な歯科健診、必要に応じた歯科口腔に関する保健指導又は歯科医療を受けることが困難な者に対する適切な歯と口腔の健康づくりのための施策
- (9) 災害発生時における歯科医療の提供体制の整備及び二次的な健康被害を防ぐための口腔衛生の確保のための施策

- (10) 歯科医療関係者及び保健医療等関係者の資質の向上を図るための施策
- (11) 歯と口腔の健康づくりを効果的に推進するための情報収集及び調査研究を図るための施策
- (12) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりを推進するために必要な施策

8 基本的な計画

市は、歯と口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進するため、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定に基づき定めた健康増進計画において、施策についての基本的な方針、目標、実施に関する計画等を定めるものとします。

9 財政上の措置

市は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

10 条例の施行時期

条例の施行は、令和3年4月1日を予定しています。